

沼津市災害廃棄物処理計画(改定)【概要版】

1. 背景及び目的

- ◎平成23年(2011年)の「東日本大震災」以降も、平成28年(2016年)の「熊本地震災害」、令和元年(2019年)の「東日本台風」等、各地で大規模な自然災害が発生
- ◎本市への甚大な被害が想定される「南海トラフ巨大地震」も発生が危惧される
- ◎災害時に大量発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理し、円滑な復旧につなげるため、平成29年3月に策定した『沼津市災害廃棄物処理計画』(以下『本計画』という。)を、現在の国・県の指針等に合わせて見直し

2. 計画の位置付け

- (1)環境省「災害廃棄物対策指針」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」等を踏まえた内容
- (2)「沼津市地域防災計画」との整合
- (3)災害発生時には、実際の被害状況を把握し、本計画を基に「沼津市災害廃棄物処理実行計画」を策定し、処理にあたる

3. 主な改定内容

- ・対象とする災害に風水害を追加明記
- ・災害廃棄物の分類を県の計画と合せると共にリサイクル推進を明記
- ・今後整備する新中間処理施設について記載を追加

4. 組織体制

- ・災害廃棄物の処理は、市災害対策本部の生活環境部を中心に行う
- ・家屋の解体撤去やがれき類等の仮置場の設置などは、他の部と連携
- ・発災後の廃棄物の排出方法や処理スケジュールの周知は、調整部広報班と連携

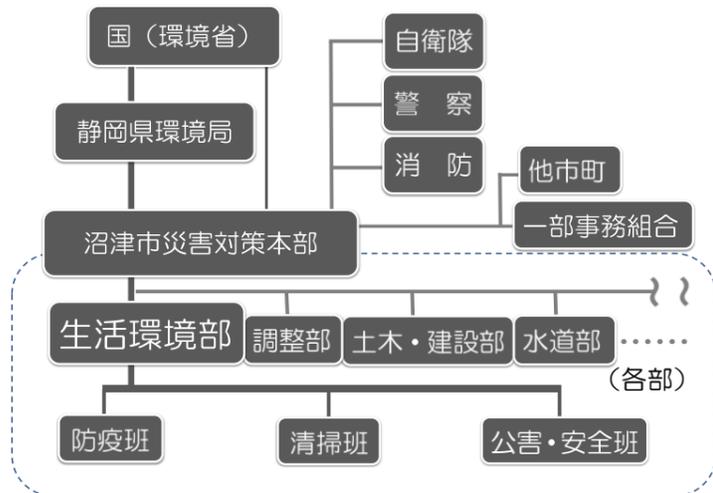


図1 災害廃棄物処理組織体制

5. 処理方針

- (1)「がれき類」や「津波堆積物」等は、仮置場を設置し、一時的に保管しながら処理を行う
 - ①仮置場の必要面積(推計約38万㎡)及び候補地(公有地を優先)の確保
 - ②「一次仮置場」、「二次仮置場」の選定及びリサイクルの推進
 - ③概ね3年での処理目標
- (2)上記と並行して、避難所や家庭等から排出される「生活ごみ」や「し尿」の処理も行う
 - ①避難所からの「生活ごみ」処理
 - ②避難所外から排出される「生活ごみ」処理
 - ③携帯トイレ等により凝固剤が使用された「し尿」は、燃やすごみとし処理
 - ④避難所等で使用される仮設トイレについては、汲み取りを行い、し尿処理場で処理
- (3)広域的な処理体制を構築する
 - ①県や近隣市町、一部事務組合にも協力を要請し、円滑な処理を行える体制の構築
 - ②廃棄物処理業者との協定
 - 沼津市環境整備事業協同組合「地震災害支援に関する協定」
 - 大栄環境株式会社「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」

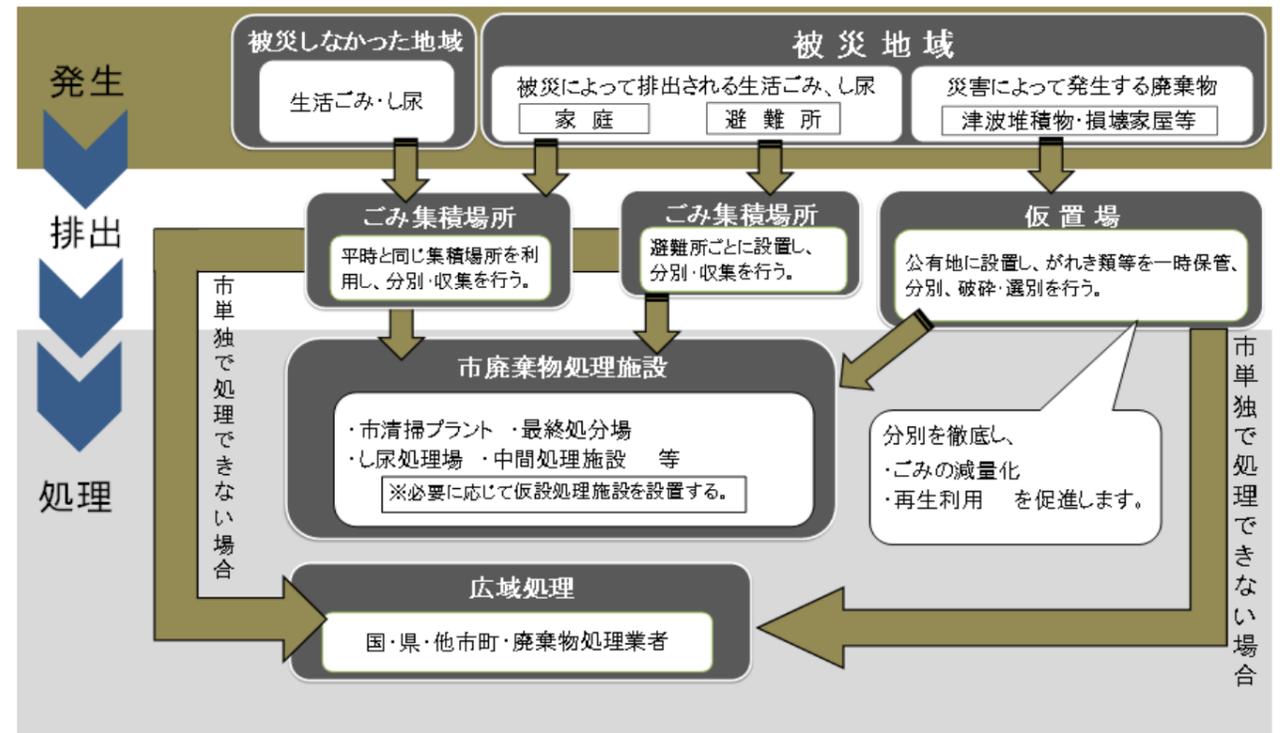


図2 災害時の廃棄物処理の流れ